6. 公営住宅等を整備する事業,中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための 事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]街なか居住の推進の必要性

(1)現状分析

本市は、離島という地域特性もあることから、高校卒業後は進学等で地元を離れる若者が多く、また、少子化も進行する中で人口・世帯数ともに減少傾向(平成 19年 →平成 28 年: -8.6%、住民基本台帳)となっており、中心市街地においては、更に減少率が高い状況となっている。(同-15.5%、住民基本台帳)。

しかしながら、市民アンケート調査における中心市街地への居住意向については、「ぜひ住んでみたい」が3.3%、「条件が合えば住んでみたい」が35.6%となっており、利便性の高い中心市街地への居住意向は高い状況となっていることから、ニーズに合った住居の提供が求められているところである。

また,現在中心市街地で施行中の末広・港土地区画整理事業において建築物の建替えが進行していることから,建て替えに合わせた民間住宅の建設促進が求められている。

(2)事業の必要性

中心市街地における居住人口の減少については、土地区画整理事業による建物解体に伴い、住居戸数が減少してきたところであるが、平成30年度の事業完了に向け、新たな建設が実施されているところである。これまで市の独自施策として平成23年度から実施しているまちなか居住推進事業により、33戸の新たな住宅が整備され、今後も制度を活用した住宅の建設が予定されているところである。既存事業を引き続き実施していくことで、区画整理事業に伴う民間住宅の建設促進が期待できることから、民間住宅建設の促進策に取り組んでいく必要がある。

(2)フォローアップの考え方

事業の進捗状況は毎年度確認し、事業進捗及び目標の達成状況に応じて事業促進等の改善措置を講ずる。また、基本計画の計画満了時には、実施した事業の検証・評価を行い、引き続き中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当事業なし

(2)①認定と連携した措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当事業なし

(2)②認定と連携した措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 該当事業なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当事業なし

(4)国の支援がないその他の事業

事業名, 内容及び実施 時期	実施 主体	中心市街地の活性化を実現するための 位置付け及び必要性	措置の内容及 び実施時期	その他の 事項
事業名: まちなか共同住宅建設促進事業内容: 中心市街地において民間投資による共同住宅の建設促進を図る。 位置: 中心市街地内実施期間: 平成23~33 年度	奄美 市・ 民間事 業者	本事業は、中心市街地において一定の要件を満たした共同住宅を建設する事業者に対し支援を行い、民間住宅の建設促進を図る事業である。 生活利便性の高い地域に多様な住居の供給を促進し、まちなか居住の推進を図るため、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容: 該当なし	
事業名: 中心・港地区店舗併 中心・港地区店舗併 宅建設促進事業 内容に街後では でででは、 でででは、 ででででできません。 でででできません。 でででできません。 でででできません。 でででできません。 でででできません。 でででできません。 ででできません。 でででできません。 でででできません。 ででできまました。 ででできまました。 ででできままました。 ででできまました。 ででできまました。 ででできまました。 ででできまました。 ででできまました。 ででできまました。 ででできまました。 ででできままました。 ででできままままま。 ででできまままま。 ででできまままま。 ででできまままま。 ででできまままま。 ででできまままま。 ででできまままま。 ででできままままま。 ででできまままま。 ででできまままま。 ででできままままま。 ででできまままままま。 ででできまままままま。 ででできままままままままま。 ででできまままままままままま	奄美 市間 大間 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	本事業は、末広・港土地区画整理事業区域及び中心商店街において、一定の要件を満たした店舗併用住宅を建設する事業者に対し支援を行い、民間住宅及び店舗の建設促進を図る事業である。 商店街区域における商業集積の立地促進を図るとともに、まちなか居住の推進を図るため、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容: 該当なし	
事業名: 住宅リフォーム補助 事業 内容: 個人による住宅のリフォームを促進する。 位置: 奄美市内 実施時期: 平成23年度~	奄美 市・ 個	本事業は、魅力的な住環境の整備を促進するため、リフォームを行う個人に対し支援を行い、居住環境の向上を図る事業である。 快適な居住環境の整備促進による、まちなか居住の推進は、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容: 該当なし	